

神戸徳洲会病院の医療安全管理体制の確立

ページID : 81580

記者資料提供（2025年10月6日）

神戸市健康局保健所医務薬務課

神戸徳洲会病院については、医療事故の疑いがある事例についての検証の未実施など、繰り返し医療法に違反し、医療安全管理体制に重大な不備を発生させたことから、2024年2月20日に、開設者である医療法人徳洲会に対して、医療法に基づく行政処分（改善措置命令）を行いました。

この行政処分に対する改善措置は完了期限である2024年8月31日までに完了しましたが、保健所では、有識者会議の意見も聞きながら、引き続き、立入検査等による指導を実施し、組織としてのガバナンス改善、事故検証体制の構築・運用、患者への適切な説明、医療安全活動の定着などを確認してきました。

その結果、本日、神戸徳洲会病院の医療安全管理体制は確立されたと判断しました。なお、今後も医師体制など、保健所として継続して確認が必要と判断するものについては、通常年1回の医療監視を2～3回に増やして実施し、引き続き、指導及び助言していきます。

1.病院の概要

- 開設者 医療法人徳洲会 理事長 東上 震一
- 病院名 医療法人徳洲会 神戸徳洲会病院
- 所在地 神戸市垂水区上高丸1丁目3番10号
- 病院管理者 尾野 亘（院長）

2.これまでの経緯

2023 年8月28 日 文書による行政指導の実施

(心臓・下肢カテーテル術の未検証、循環器内科の医療安全体制不備)

2024 年2月20 日 医療法に基づく行政処分（改善措置命令）の実施

2024 年4月1日 改善計画書の受理

2024 年6月6日 有識者会議（病床機能検討部会）での意見聴取（1回目）

2024 年8月8日 有識者会議（病床機能検討部会）での意見聴取（2回目）

2024 年9月13 日 改善措置が完了したと判断

(但し2025 年8月末まで改善措置が継続しているかを確認する方針)

2025 年1月16 日 有識者会議（病床機能検討部会）での意見聴取（3回目）

2025 年9月2日 有識者会議（病床機能検討部会）での意見聴取（4回目）

2025 年10 月6日 医療安全管理体制が確立されたと判断